

会 議 録

	平成27年度第1回和泉市都市計画審議会
開催日時	平成27年12月22日（火）10時00分から12時10分まで
開催場所	市議会委員会室（市役所3号館3階）
出席者	和泉市都市計画審議会委員 17名（内1名途中出席、欠席者3名） 市長、副市長、都市デザイン部長、都市デザイン部次長（都市政策担当）、 都市デザイン部都市政策課長、その他事務局6名
会議の議題	議第1号 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について
会議の要旨	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会</li> <li>・市長挨拶</li> <li>・議案審議</li> <li>・その他（報告2件）</li> <li>・閉会</li> </ul>
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input checked="" type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他
その他の必要事項（会議の公開・非公開、傍聴人数等）	会議公開、傍聴者なし

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【司会】

只今より平成27年度第1回和泉市都市計画審議会の開催をお願い申し上げたいと存じます。

本日は大変お忙しい中、ご出席賜り誠にありがとうございます。誠に恐縮ではございますが、私は本日、進行役を努めさせていただきます都市政策課の溝川でございます。どうぞ、よろしくお願い致します。

本審議会は、和泉市審議会等の設置及び運営に関する規則及び和泉市都市計画審議会公開要綱に基づき公開とし、傍聴を認めております。また、会議録についても公表させていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、会議録作成のためICレコーダにより会議内容を録音させていただいておりますが、会議録作成後は消去いたしますので、あわせましてご理解の程お願いいたします。

続きまして、出席状況の確認でございます。

委員総数20名中16名の委員にご出席を賜っており、和泉市都市計画審議会条例第6条第2項に規定する過半数となっておりますことから、本審議会は成立してございます。

続きまして、委員の交代がございましたので、新たにご就任いただきました方々をご紹介させていただきます。

1号委員、和泉市商店連合会会長 西田 清 様 でございます。

2号委員、和泉市議会議長 山本 秀明 様 でございます。

4号委員、和泉市町会連合会代表 佐藤 正浩 様 でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

なお、3号委員、大阪府和泉警察署長 中村 淳 様につきましては、代理で大阪府和泉警察署総務課長 警部 澤ノ 治 様 にご出席いただいております。

続きまして、平成27年4月の人事異動により、新たに着任いたしました職員をご紹介させていただきます。

都市デザイン部長 山口 でございます。

都市デザイン部次長 中戸 でございます。

都市政策課長 菅野 でございます。

以上でございます。

それでは審議会開会にあたり、市長よりご挨拶をさせていただきます。市長、よろしくをお願いいたします。

#### 【市長】

皆様、おはようございます。市長の辻でございます。本日は年末のお忙しい中にも関わりませず、平成27年度第1回和泉市都市計画審議会にご出席をいただきまして、心から御礼を申し上げます。平素より、岩崎会長様をはじめ、委員皆様方には本市のまちづくり行政はもとより、市政各般にわたり大変力強いご尽力をいただきまして、心から感謝申し上げます。

毎年11月前後に、市長とのタウンミーティングを開催させていただいておりまして、今年で5回目になるわけですが、その中で、色々と地域の課題をテーマにお話しをさせていただいておりまして、大体、都市整備のご要望をたくさんいただきます。特に、近年は高齢化について色々と地域で課題点が出ているということございまして、高齢化というと年齢だけの問題のようにも思うのですが、都市計画を変えて新しいまちづくりを進めていくということも検討しなければならないと思っております。特に、青葉台や光明台、鶴山台は40年程前にまちびらきが行われた所で、結構高齢化が進んでいるということございまして、これから皆様のお知恵をお借りしながら、まちづくりに努めて参りたいと考えております。

さて、本日ご審議をお願い申し上げます案件は、「生産緑地地区の変更」でございます。何卒、よろしくご審議をいただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

結びになりますが、今年もあと10日ということございまして、平成27年が実り多き1年として締めくくっていただきまして、来たる平成28年が皆様にとって輝かしい1年となりますことを心からご祈念申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。

#### 【司会】

ありがとうございました。

市長につきましては、この後、他の公務が重なっておりますことから、大変申し訳ございませんが、これにて退席させていただきますので、ご了承願います。

では、本日の議案につきまして、市長から審議会へ付議されておりますことから、これ以降、議事進行につきましては、岩崎会長にお願いしたいと存じます。

岩崎会長、よろしくお願いいたします。

#### 【会長】

それでは、これより議事についてご審議をお願いいたします。

お手元の次第に従いまして、議事を進めて参りたいと思います。

議第1号「南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」上程し、事務局より説明願います。

#### 【事務局】

事務局の菅野でございます。

只今ご上程頂きました、議第1号「南部大阪都市計画生産緑地地区の変更」についてご説明申し上げます。

議案書の1から18ページ、参考資料の1、2ページでございます。なお、説明は前方スクリーンと併せて行いますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、生産緑地制度、並びに手続き関係につきましてご説明申し上げます。それでは前方のスクリーンをご覧ください。

まず、生産緑地制度につきましては、平成3年の生産緑地法並びに農地関連税制の改正によりまして、市街化区域内農地について、宅地化するものと保全するものを明確化し、保全する農地につきましては、平成4年中に生産緑地として都市計画決定したものでございます。

その当時の市街化区域内農地、約312haの内、約34.2%に当たる、約106.89ha、地区数にして416地区を生産緑地地区として指定しております。

その後、買取り申出により、生産緑地地区における行為の制限を解除されたものについて廃止するとともに、新たに営農環境の向上に資するもの等につきましては、都市計画決定のうえ追加するなど、これまでに23回の変更を行っており、現在、面積で約91.24ha、地区数にして384地区を生産緑地地区として指定しております。

市街化区域内農地および生産緑地地区の推移についてでございますが、平成26年度

から過去5年間の面積を比較してみると、共に、緩やかな減少傾向にあることがわかります。

生産緑地が良好な生活環境の確保に相当な効用が見込まれており、平成23年度には「生産緑地地区の追加指定の促進について」という通知が大阪府から出されておりました、本市としても積極的に周知し、緑地の保全に努めてきたところでございます。

この生産緑地地区に指定されますと、建築物等の建築や土地の形質の変更等が原則できなくなる「行為の制限」が課せられるとともに、30年間、農地として適正に管理することが義務付けられます。

なお、「行為の制限」の解除につきましては、生産緑地地区に指定後30年が経過したとき、または、農林漁業の主たる従事者が死亡し、若しくは故障により農業に従事することが不可能となった場合に限り買取り申出申請をすることができ、その後の手続きにおいて、市が買取らない場合は、農業委員会を通じて農業従事者に斡旋を行うこととなっております。

この斡旋が不調となり、買取り申出の日から起算して3ヶ月以内に所有権の移転が行われなければ、「行為の制限」が解除され、農地以外の土地利用が可能となるものでございます。

なお、都市計画手続きでございますが、廃止する生産緑地地区は、生産緑地法上ではすでに「行為の制限」が解除されている案件であります。買取り申出の都度、審議会を開催するとなれば、委員の皆様にご負担をかけることなどから、生産緑地地区の都市計画変更は、年に1度、審議をお願いしているところでございます。

今回ご審議をお願いいたしますのは、これまでの変更と同様に、買取り申出及び公共用地取得により、行為の制限が解除された地区の廃止ならびに農地所有者から指定の申出があった地区について、緑地機能や営農環境の向上に資するものとして、追加指定しようとするものでございます。

それでは、今回変更する地区につきましてご説明申し上げます。議案書の2ページをご覧ください。

今回変更致しますのは、一覧表のとおり 葛の葉町地区6から、内田町地区6までの20地区でございます。

それでは前方スクリーンをご覧ください。

その内訳でございますが、追加地区が3地区、区域変更地区が10地区、廃止地区が7地区でございます。

その結果、和泉市の生産緑地地区は、地区数が380地区となり、変更後の面積が約90.20haとなるものでございます。

なお、変更案につきましては、平成27年10月19日から11月2日までの2週間、都市政策課窓口において、都市計画法第17条の規定により案の縦覧を行いました。その結果、意見書の提出はございませんでした。

それでは、各地区の変更理由の説明を申し上げます。なお、参考資料の1ページの変更理由別調書に沿って説明いたしますので、ご覧ください。

まず、『1. 廃止関連地区』から説明申し上げます。

『1の1 買取り申出によって地区の全部もしくは一部を廃止する地区』についてでございます。

前方のスクリーンをご覧ください。

はじめに、葛の葉町地区6でございますが、オレンジ色の区域、約0.19haを廃止し、緑色の区域へと区域変更するもので、面積は約2.85haとなります。

こちらは、買取り申出時の写真でございます。

この後の地区の説明につきましても写真を映しますので、よろしくお願ひいたします。

次に、葛の葉町地区10でございますが、約0.10haを廃止し、約0.11haへ区域変更します。

葛の葉町地区24でございますが、約0.10ha全域を廃止し、地区についても廃止します。

葛の葉町地区31でございますが、約0.19ha全域を廃止し、地区についても廃止します。

太町地区4でございますが、買取り申出により、オレンジ色の区域の約0.08haを廃止します。これにより、残りの紫色の区域の面積が、約0.01haとなり、生産緑地法に規定されている面積要件である0.05haを欠くことから、地区を廃止しようとするものです。

肥子町地区2でございますが、約0.15ha全域を廃止し、地区についても廃止します。

一条院町地区8でございますが、約0.10haを廃止し、約0.08haへ区域変更します。

池田下町地区26でございますが、買取り申出により、オレンジ色の区域の約0.19haを廃止します。更に、生産緑地法第8条第1項に規定されている「公共施設等の設置」に基づき、ピンク色の区域のそれぞれ約0.01haで合計約0.02haを廃止します。この結果、池田下町地区26については、約0.20haへ区域変更します。

この一部の区域の廃止に伴い、地区が分断されることから、分断された青色の区域、約0.12haを池田下町地区62として新たに地区の名称を追加します。

池田下町地区28でございますが、約0.07haを廃止し、約0.09haへ区域変更します。

池田下町地区51でございますが、約0.08haを廃止し、地区についても廃止します。

池田下町地区57でございますが、約0.05haを廃止し、約0.33haへ区域変更します。

三林町地区8でございますが、約0.08haを廃止し、地区についても廃止します。

寺田町地区6でございますが、約0.05haを廃止し、約0.31haへ区域変更します。この一部の区域の廃止に伴い、地区が分断されることから、分断された青色の区域、約0.09haを寺田町地区12として新たに地区の名称を追加します。

内田町地区6でございますが、約0.14haを廃止し、地区についても廃止します。

以上、面積にして、約1.62haを廃止しようとするものでございます。

続きまして、参考資料の2ページ『2. 追加関連地区』でございます。

『都市計画決定権者の判断によって地区の全部または地区の一部を追加する地区』といたしまして、生産緑地機能や営農環境の向上が見込まれるため、今回新たに追加する地区と既存の生産緑地地区と連担し、追加する地区でございます。

はじめに、伯太町地区21でございますが、赤色の区域の面積、約0.06haを追加し、約0.16haへ区域変更するものでございます。

池田下町地区61でございますが、赤色の区域の面積、約0.10haを追加し、約0.25haへ区域変更するものでございます。

和気町地区11でございますが、赤色の区域の面積、約0.30haを追加し、約0.

36haへ区域変更するものでございます。

和気町地区32でございますが、赤色の区域の面積、約0.12haを追加し、今回新たに和気町地区32として追加しようとするものでございます。

以上、面積にして合計、約0.58haを追加しようとするものでございます。

以上が今回の変更及び追加地区でございまして、この結果、和泉市の生産緑地地区は、地区数は384地区から4地区減の、380地区となり、面積は、約91.24haから約1.04ha減の、約90.20haとなるものでございます。

以上、議第1号、「南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」説明を終わります。何卒、よろしくご審議をいただき、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます。

**【会長】**

只今、議案の説明が終わりました。何か、ご意見、ご質問などがありましたら挙手をお願いいたします。

**【A委員】**

過去に買取り申出で買取られたところはどれくらいあるのですか。

**【事務局】**

過去に市が買取った事例はありません。しかし、公共施設として買取らない場合は、周辺の農地所有者に斡旋を行っておりまして、生産緑地として引き続き営農をお願いする斡旋行為の成立については平成6年に1件ございます。

**【B委員】**

追加指定の経緯は。それから追加した地区はどなたのものですか。

**【事務局】**

追加指定の経緯ですが、生産緑地法上、面積規模が500㎡以上あれば生産緑地として指定できることから、営農環境であつたり生産緑地機能上の向上という観点から追加指定を行



ったものです。

所有権などにつきましては、農地所有者の権利のまま生産緑地として都市計画法上の制限をかけさせていただくことになります。

**【B委員】**

それまではどのような使われ方をしていたのですか。

**【事務局】**

追加指定する以前につきましても、市街化区域内の農地として使われており、今回、将来的にも農地として保全していきたいという申し出がありましたので、生産緑地の指定を行うものです。

**【B委員】**

近くにある生産緑地の現状を見てみると、たいして生産しておらず、ただ放ってあるような感じがします。もちろん地区によって違うとは思いますが、あまり積極的に利用していないというのが垣間見えます。このあたりについて、市として考えていただければありがたいと思います。

**【事務局】**

生産緑地の機能という点でございますが、生産緑地法上の本来の生産緑地の機能というのは様々なものがございまして、緑地機能や災害時の避難地機能、営農環境の向上機能などの中で生産緑地の指定を行っております。

ただ、積極的な生産緑地の活用という点では、例えば生産緑地に指定したことによって行政として何か取り組んでいくというのは、これから検討していく形になるかと思っております。

また、生産緑地の適正管理という点では、現地確認であったり、標識杭の設置をすることによって、市民周知を図っております。

**【C委員】**

池田下町地区26ですが、理由の所に「公共施設の設置による廃止」と書いていますが、

これは道路ということでしょうか。

**【事務局】**

一部道路に寄付されたことにより廃止されたものでございます。

**【会長】**

斡旋による場合、生産緑地に再指定できるのですか。

**【事務局】**

再指定につきましては、和泉市におきましては、平成23年に大阪府から示された「緑の観点から生産緑地を積極的に促進すべき」という趣旨の通知を踏まえ、一定の条件はあるものの再指定を認めております。

**【D委員】**

買取り申出について、農地を継続できなくなった理由と内訳を教えてください。

**【事務局】**

今回、生産緑地法第10条に基づく買取り申出がありまして、その買取り申出が出来る要件が2点ございまして、まず、「生産緑地に指定してから30年を経過する」、これは平成4年が当初の指定になりますので、この要件はまだ使えません。2点目は、「営農される主たる従事者が死亡又は怪我や病気などの故障により営農が出来なくなった場合」でして、今回廃止する案件についてはこの要件に該当しています。

なお、買取り申出の総数13件の内、主たる従事者の死亡が2件、故障が11件でございます。

**【D委員】**

生産緑地を追加し、30年間営農する制限が課されたとしても、先ほどの買取り申出の要件が揃えば廃止できるんですね。そういうことになると、税金対策をやっていることになると思うんですよ。市街化区域内農地だと税金が高いけれど、生産緑地になると税金が下が

る。そして、都合が悪くなると申出をして廃止できる。そういうことをやっているんじゃないかということです。

#### 【会長】

都市計画では、生産緑地を都市計画上どう見るかというのが論点であって、今委員が仰っている課税関係の話はまた別の話です。あくまで都市計画上は良好な都市環境の形成、或いは安全のために、例えば防災などが主たる観点であって、営農に対しては農業委員会から指導や助言があると思います。ですから、課税については、この場では議論が難しいかと思います。全国でも議論されていることであり、いわゆる均等負担という面で、大都市圏の特定市だけがこういうことになっているなど全国的にアンバランスがあります。ですから、都市計画学論的には、課税の話を入れ込むと話が混乱するというのが現状としてよく言われています。

#### 【事務局】

生産緑地に指定されますと、課税の評価が市街化区域内農地と比べると変わってきます。地権者の方が外したい時に外す、それに対して税の不公平が出てくるのではないかというお話でございますが、先ほどご説明させていただきましたとおり、生産緑地法第10条に基づく買取り申出の要件である「死亡若しくは故障」の2点となっており、死亡につきましては死亡が確認できる書類、故障につきましては故障が確認できる書類として、本市の場合は「営農ができない」という内容の医師の診断書をもって手続きが可能となっているため、税の課税対策というところでは、買取り申出の手続き時にチェック出来ていると認識しています。

#### 【D委員】

生産緑地法で災害時の避難地機能などとして緑地を残すというようになっているのだから、申出があれば市が買取らないといけないと思いますが。

#### 【会長】

買取り申出というものは、市も当然同じように買取りが出来るという立場にあります。道路とか一団の用地がある公園とか防災避難地とか条件があれば公共施設として買取りが

出来ると思いますが、ご覧になったように、市街化区域内に広がっている生産緑地を、一つ一つ市の予算、市民の税金で買取るという事は難しく、むしろ一般的な経済状況に乗せた形で取引や流動化を図るという方法もあるわけで、委員が言われることも一部正論なんですけど、必ずしもそうではないという所もあるという理解を持たれても良いのではないかと思います。

#### 【D委員】

そのままだと全部宅地になりますよね。宅地にするために長期間生産緑地として置いてあったのかと。もっと言うと、買取り申出により周辺の生産緑地が解除され宅地化が進むと、残った生産緑地への進入路がなくなってしまうわけですよ。

#### 【会長】

今、委員が大変大事な事を仰いましたが、いわゆる道路に面しない敷地になってしまうという危険性がある。これを都市計画法上どういう指導をされるのか。このあたりを事務局より説明願います。

#### 【事務局】

接道が無くなるという件につきましては、我々も懸念事項として認識しています。買取り申出の際に、一部生産緑地として残る所に接道が無くなるという懸念があることから、斡旋であったり、隣接の生産緑地の所有者に周知しています。

なお、追加指定する地区については、要綱において、接道を条件として追加指定しております。

#### 【会長】

他にございませんか。

(特に質問など無し)

**【会長】**

それでは、「議第1号 南部大阪都市計画生産緑地地区の変更について」 原案どおり可決することについて、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

**【会長】**

ご異議などはございませんので、本件は原案どおり可決されました。委員の皆様方には、慎重なるご審議をいただき、誠にありがとうございました。

続きまして、「その他」に入らせていただきます。「和泉市都市計画マスタープランの改訂について」事務局より説明願います。

**【事務局】**

事務局の井阪でございます。

報告番号1『和泉市都市計画マスタープランの改訂について』ご報告させていただきます。報告資料をご覧ください。

平成26年度第1回和泉市都市計画審議会におきまして、和泉市都市計画マスタープランを改訂する旨についてご報告させていただきました。

改訂にあたっては、市民の声を活かした計画づくりを行うため、まちづくりに関する市民意向アンケート調査や、地域住民の意見の収集の場として、まちづくりワークショップを市内3か所、合計9回開催しています。

今回、市民意見の収集や和泉市都市計画マスタープラン策定委員会及び庁内検討会等を経て、一定の案がまとまりましたので、報告資料に基づきまして、概要をご説明させていただきます。なお、本資料は平成27年8月27日に開催しました「第6回和泉市都市計画マスタープラン策定委員会」で使用した資料を元に作成しています。

それでは、1ページをご覧ください。

1ページに記載しております、『〇都市計画マスタープランの位置づけ』、『〇策定の背景』、『〇都市計画マスタープランの役割』につきましては、前回ご報告させていただいておりますので、今回は説明を省略させていただきます。

2 ページをご覧ください。

『○目標とする年次』についてご説明いたします。目標とする年次は、計画策定年次から20年後としております。

なお、土地利用や都市基盤施設、地域のまちづくりなど、実現するには相当程度の時間を要するものも含まれますことから、硬直化した計画とならないよう、必要に応じて見直しを行うものとします。

次に、『○都市計画マスタープランの構成』についてご説明いたします。都市計画マスタープランは、計画の位置づけや目標年次、都市計画の現状と課題等について記載する「計画の前提」、市全体の都市の将来像や、将来都市構造、分野別都市計画の方針等について記載する「全体構想」、市内を4区分したそれぞれの地域について、地域特性にあわせたまちづくりの方針等を記載する「地域別構想」、市民と行政の協働による重点的な取組みの方向性を示す「取組みテーマ別構想」、市民や事業者との協働によるまちづくりの推進や、都市計画マスタープランの進行管理等について記載する「都市計画マスタープランの実現に向けて」の5つで構成されます。

では、『■全体構想』についてご説明いたします。3 ページをご覧ください。都市の将来像、都市計画の目標、将来人口フレームについては、上位計画と整合するよう、現在、調整中でございます。

次に、サブテーマでございますが、基礎調査や市民意向調査の結果等から、都市計画の目標の実現に向け重視すべき視点として、

- 豊かな自然や歴史・文化資源と調和した魅力的な都市づくり、
  - まちの活力を高める都市づくり、
  - 環境と調和した持続可能な社会を実現する都市づくり、
  - まち全体の安全性を高める都市づくり、
  - まち全体の一体感を高める都市づくり、
  - ストック活用を重視した都市づくり、
  - 市民と事業者・行政の協働による都市づくり、
- の7つを設定いたしました。

4 ページをご覧ください。『○将来都市構造』についてご説明いたします。

将来都市構造とは、本市の将来の成り立ちを示すものでございまして、都市機能の中心的

役割を果たす「拠点」とそれらを結びつける「軸」、その地域にふさわしい土地利用の方向を示す「ゾーン」の3つの要素による都市構造を設定するものでございます。

5ページをご覧ください。『〇都市計画の方針』についてご説明いたします。

この項では、分野別に7つの方針をたてております。まず、『(1)土地利用方針』につきましては、既存の市街地と自然環境を適切に維持・保全、活用していくことを基本として、豊かな自然環境や歴史的文化遺産と都市機能が調和した秩序ある土地利用の配置・誘導により、快適で利便性の高い都市の形成を図るために、図で示しておりますとおり12の地区区分により、計画的な土地利用を進めようとするものでございます。

6ページをご覧ください。『(2)交通の方針』につきましては、土地利用計画と整合しつつ、自然環境との調和や産業振興等にも十分配慮した交通体系の形成を図ることとし、交通需要に対応した幹線道路網の形成や生活道路の安全性の向上などに取り組むこととしております。

次に、『(3)都市・自然環境及び歴史文化遺産の方針』につきましては、緑とうるおいのある快適な都市環境の形成と自然環境、歴史的文化遺産等の保全と有効活用を図ることとし、緑とうるおいのある公園・緑地の整備や南部の山間部や信太山丘陵市有地の緑の保全・活用などに取り組むこととしております。

次に、『(4)その他公共施設の方針』につきましては、市民のニーズを踏まえた総合的かつ計画的な公共施設の整備及び維持管理を推進することとし、上下水道他公共施設や学校教育施設の充実などに取り組むこととしております。

次に、『(5)市街地・集落及び住環境の方針』につきましては、長期にわたりコミュニティバランスを維持できる市街地及び集落の形成を目指し、安全・快適で魅力ある市街地の形成と、集落環境の安全性、利便性の向上等を図ることとし、地域の性格に応じた既成市街地の構築やオールドタウン化対策の推進などに取り組むこととしております。

次に、『(6)都市防災・減災の方針』につきましては、災害に強い都市づくりを進めるとともに、自助・共助・公助の観点から防災・減災の体制強化に向けて、治水・治山対策の推進や地震・火災対策等の推進、又、市民意識の向上などに取り組むこととしております。

次に、『(7)都市景観の方針』につきましては、魅力的な都市景観の形成に向けて、自然景観や自然的景観、良好な幹線道路沿道の景観形成などに取り組むこととしております。

以上が、全体構想の主な内容でございます。

続きまして、『■地域別構想』についてご説明いたします。7ページをご覧ください。

地域別構想とは、全体構想と整合を図りつつ、地域ごとの特性や課題を踏まえて、地域の資源を活かした特徴的なまちづくりを展開していくため、地域の将来像やまちづくりの目標、まちづくりの方針を示すものです。また、地域特性やコミュニティ環境などから、市域を北部、北西部、中部、南部の4地域に分けて、それぞれの構想を定めるものです。

策定にあたっては、まちづくりに関する市民意向調査の結果や、まちづくりワークショップでの住民意見を参考にしつつ、地域の資源と課題を抽出し、地域の将来像を立て、目標とまちづくりの方針について検討いたしました。

それでは、地域ごとにご説明いたします。

まず、『(1) 北部地域』では、地域の将来像を、「古代からの歴史資源、豊かな自然資源を活かし、誇りと愛着を育むまち」とし、まちづくりの目標としては、「駅周辺や地域拠点のまちづくり」、「古い住宅団地や防災上問題のある市街地などでの、安全・安心なまちづくり」、「古代からの歴史、信太山丘陵の自然など資源を守り活かしたまちづくり」に取り組むこととしております。

8ページをご覧ください。『(2) 北西部地域』では、地域の将来像を、「都市拠点としての機能が充実し、みどり豊かな空間や魅力的な地域資源を活かすまち」とし、「都市拠点、医療拠点としてのまちづくり」、「良好な住環境と働く場が調和したまちづくり」、「みどり豊かな環境や地域資源を活かすまちづくり」に取り組むこととしております。

次に、『(3) 中部地域』では、地域の将来像を、「住宅、産業、自然など多様な特徴を活かした、魅力的な暮らしのあるまち」とし、「都市拠点、産業拠点、まなびの拠点としてのまちづくり」、「住宅地、市街地、集落のそれぞれの魅力を高めるまちづくり」、9ページになりますが、「自然環境を活かし、地域の交流をつくりだすまちづくり」に取り組むこととしております。

次に、『(4) 南部地域』では、地域の将来像を、「自然と共生しながら、都市農村交流により、地に足の着いた活性化を目指すまち」とし、「暮らしやすい地域づくり」、「活力を呼び込む地域づくり」、「地域活性化のための拠点づくり」に取り組むこととしております。

続きまして、『■取組みテーマ別構想』についてご説明いたします。取組み別テーマ構想は、将来都市像や都市計画の目標に向けて、市民と行政との協働による重点的な取組みの方向性を示すもので、具体的な取組み内容については、全体構想の分野別方針や地域別構想の



まちづくりの方針に位置づけたものを盛り込む予定でございまして、現在都市計画マスタープラン策定委員会で策定を進めているところでございます。

続きまして、『■都市計画マスタープランの実現に向けて』についてご説明いたします。和泉市自治基本条例の趣旨に基づき、都市計画マスタープランの実現においても、市民や事業者も主体的にまちづくりに参画し、市民・事業者・行政が協働してまちづくりを進めていくことが不可欠であると考えていることから、協働のまちづくりを推進するための取組み方針を示すとともに、都市計画マスタープランの運用・推進方策や進行管理方法を示すものでございます。

最後に、今後のスケジュールについてご説明いたします。平成26年度第1回和泉市都市計画審議会におきまして、「平成27年度和泉市都市計画審議会に諮問、平成28年4月に公表」とご報告しておりましたが、現在改訂作業中の本市の最上位計画である「和泉市総合計画」の公表時期が平成28年度4月以降となることが示されたことから、次期和泉市都市計画マスタープランにおいても公表時期が平成28年4月以降となるものでございます。

なお、今後の改訂作業内容でございますが、現在示されている「第5次和泉市総合計画案」の内容や本日のご意見等を踏まえて都市計画マスタープランの内容を再度整理し、次回の都市計画マスタープラン策定委員会で告示する予定でございます。その後、パブリックコメントを実施し、都市計画マスタープラン策定委員会で素案を策定後、都市計画審議会に諮問させていただく予定でございます。

以上で、報告案件1『和泉市都市計画マスタープランの改訂について』の説明を終わらせていただきます。

#### 【会長】

ただ今、和泉市都市計画マスタープランの説明がありました。本件について質問等がありましたらお願いいたします。

#### 【C委員】

現在、総合計画審議会も開催されているので、上位計画も審議中でパブリックコメントもこれからということで、それに一定整合性を持たせるために、平成28年4月以降にずれ込むということは分かりました。確認ですが、本日いただいた概要版の資料は策定委員会で説

明された内容であるということですが、もう一ついただいたカラー冊子（和泉市都市計画マスタープラン素案検討資料）の資料についても、これからどんどん変わっていく「たたき台」という認識でいいのか、それともほぼこの状態でいくということなのかというのをお聞きします。

**【事務局】**

和泉市都市計画マスタープラン素案検討資料並びに今回の報告案件の資料について、まず、素案検討資料につきましては、市の附属機関である和泉市都市計画マスタープラン策定委員会において改訂作業を行っておりまして、平成27年8月27日に開催した第6回和泉市都市計画マスタープラン策定委員会で使用した資料でございます。こちらは、あくまでその時点の資料で、「たたき」というイメージで、今後内容の構築を進めてまいります。こちらの資料の説明として、今回の報告資料を本審議会にお示しさせていただいております。資料の内容としては同じ内容ですので、今回の報告資料に対してご質問いただきたいと思います。

**【B委員】**

都市計画マスタープラン策定委員会のメンバーを教えてください。

**【事務局】**

和泉市都市計画マスタープラン策定委員会は全員で19名で、1号委員は、学識経験者として大学の先生が3名、2号委員は、関係団体の推薦する者として、いずみの農業協同組合と和泉商工会議所から各1名ずつ、3号委員は、関係行政機関等の職員としてUR都市機構から1名、4号委員は住、民団体の推薦する者として和泉市町会連合会から4名、また、和泉市女性ネットワークから4名で合計8名、5号委員は、公募による市民として男女各1名ずつ、最後に、6号委員は、市の職員として市長公室長、環境産業部長、都市デザイン部長の3名に就任いただいております。

**【B委員】**

5号委員の公募委員は、もう公募しないのですか。

**【事務局】**

和泉市都市計画マスタープラン策定委員会の立ち上げ時に公募させていただいたものでございます。

**【B委員】**

わかりました。先ほどの説明の中で、パブリックコメントをするとありましたが、どのように聴取するのですか。タウンミーティングを行うとか、あるいは他に何か方法があるとか。具体的手段としてどのようにされるのかをお聞かせください。

**【事務局】**

今回お示ししている都市計画マスタープランの内容の構築までに、アンケートであったり、中学校区別に「まちづくりワークショップ」を昨年度開催させていただいて、市民意向の把握を行っております。

今後のスケジュールについて、パブリックコメントにつきましては、都市計画法の手続きとは別に、市民意見の把握という形で本市のパブリックコメントの手続きに則って進めていきたいと思っております。素案が固まった段階でワークショップの開催というものは今の所予定しておりません。

**【会長】**

事務局としても、色々と準備があると思うんですけど、ここにおられる委員方はそれぞれの見識をお持ち且つ色々な立場の方なので、やっぱり消化不良のような形は良くないので、今後どうするかも含めて、都市計画マスタープラン策定委員会などで検討されたりすることも必要かもしれません。

**【D委員】**

素案検討資料34ページに、農地の保全のところに出ていたのですが、今年の11月に休耕地のパトロールに行った時に、何故作られてないのかを調べてみたら、水路が全部駄目でした。その近くにいた人は、「あの土地を借りてもいいけれども、水が無いから作れない」

と言っています。いくら「保全、保全」と言われても、水が無ければ作物はできません。作る人はいても、水が無ければ作りにも来てくれません。このことを頭に入れてほしいと思ひまして発言しました。

#### 【会長】

農地の保全・活用という所に積極的な都市農地の管理が出来るための条件を付与するために水路などをきっちり管理していくんだ、というような一行を挟まれた方が良いかもしれません。ご検討ください。

#### 【E委員】

報告資料2ページの「○目標とする年次」の最後に、「必要に応じて見直しを行うものとします。」と書かれているのですが、この「必要に応じて」というのはどういうことを想定されているのかをお聞かせください。

#### 【事務局】

大きくは、社会経済情勢の変化であったり、和泉市都市計画マスタープランの上位計画である大阪府都市計画区域マスタープランが大きく方針転換した場合などを想定しております。その都度、使いやすいマスタープランに向けた見直しをしていきたいと考えています。

#### 【A委員】

現行の和泉市都市計画マスタープランと比べて、第2次で、各地域でワークショップなどをされた中で、大きく変わっている点をお聞かせください。

#### 【事務局】

主なものでございますが、例えば、平成12年の時にはハード面で色々なものを作ったり、4圏域の中でリージョンセンターなどを作っていくというものだったのですが、今回は南部地域のまちづくり、例えば大阪外環状線沿道のまちづくりを重点的にやっていきたいと思っています。

**【A委員】**

報告資料6ページの「(2) 交通の方針」で、まちづくりという運営においては特に道路網の整備という所が重要になってくるかと思えます。「○交通需要に対応した幹線道路網の形成」という所にもありますが、先ほど委員からの質問の中にも「上位計画の改訂によって変わることがある」ということでお示しされましたけど、大阪府においても、都市計画道路であるとか公園であるとかの改訂というのが言われてる中で、その辺りが変わってくれば大きく和泉市としての方向も変わってくると思うんですが、その辺との整合性というのはどういう様に考えているのかお聞きします。

**【事務局】**

都市計画道路ですが、現在、都市計画道路の見直しを大阪府でやっております、和泉市におきましても、長期に渡り事業未着手や事業完了がなされていない路線につきましても、計画の必要性、事業の実現性を評価するとともに、将来のまちづくりの影響を詳細に検討し、時代に適合した都市計画道路網の形成を図るなど、「和泉市都市計画道路見直し基本方針」と整合した基本方針を考えております。

**【A委員】**

これからの人口動向を踏まえ、これからどれだけ発展するのかという予測の基に道路網の整備をしていかななくてはいけないと思うんですよ。その中で、人口ビジョンにおいては、人口減少していくという方向が出ているわけですが、和泉市の縦軸を今後、これ以上増やしていくという考え方は無いのですか。いわゆる、光明池春木線より外環状線に向けた道路の考え方というのは。

**【事務局】**

都市計画道路の新たな道路計画についてですが、和泉市では、縦軸として池上下宮線が計画されていますが、現実的に全てが完成するような見込みとは大阪府の中でもなっておらず、非常に長期にわたる整備になるのではと考えております。そういった中から、大阪府においても、和泉市においても、全体的な都市計画道路の見直しといったような形で整理をしているところでございます。

今回の和泉市都市計画マスタープランの改訂において、その整理を含めたことも検討に入れるといった内容を記載しようと考えております。今後、都市計画道路の見直しが明確化された時点で都市計画変更の手続きを行うことになると思っております。

**【A委員】**

そうであれば、前回とあまり変わっていない様な気はするんですが、大阪府の見直しも含めた中で、方向性が決まってくればプランの手直しを行うという理解でよろしいですか。

**【事務局】**

道路に関しましては、人口が減少していくという方向性の中で、新たに都市計画道路を計画決定する必要性は低く、今後、基盤整備の進捗度などの状況によりまして、見直しの必要性があることから、大阪府と調整しながら道路整備や計画といったものが今後明確化されるというように考えています。

**【会長】**

今後、都市計画審議会に議題として挙がってくるのですか。

**【事務局】**

現在、都市計画道路、都市計画公園について、特に長期未着手であるものが大阪府において重要課題となっております。本市におきましても同様でございますので、今後、本審議会において、手続き上のことに加えまして、お諮りしたいと考えております。

**【A委員】**

その時に意見が言える場があれば結構です。

それと意見ですが、中部地域には、松尾寺公園が都市計画公園として整備されているのですが、国からの予算が付く度に整備するという事で、全体的に整備していくという事が難しい状況ですので、土地の買収ばかりではなく、買収した箇所を整備し、市民に開放する所を増やすという形で考えていただきたいと思います。

### 【F委員】

先日、住民投票があり、和泉市の新庁舎がどこに移転するのかしないのかが非常に大きな話題となりました。これまでは北西部地域に庁舎があるという中で、都市計画や総合計画が進められてきたかと思いますが、仮に中部地域に新庁舎が移ったとしたら、都市計画や総合計画が変わっていく可能性があったのか、また、どの辺りに影響があるのか、或いは、それを前提として策定委員会や事務局が、「もし移れば」と想定して考えたことがあったのかどうかをお聞きします。

### 【事務局】

仮に、市庁舎が中部地域、具体的にはUR都市機構の住宅展示場跡地というところで話をさせていただきますと、そちらは新都心として平成12年に都市計画マスタープランに位置づけしております。仮に、庁舎がそちらの方に移ったとしても、現在の4圏域の考え方やまちづくりの観点から大きく変わるものではないと思っております。しかしながら、仮に庁舎が移転となりましたら、庁舎跡地周辺の土地利用というものを考えなければいけないと思っています。

### 【F委員】

住民投票後、移転条例が挙がり、賛成討論、反対討論があった時に、市役所の位置に関して、総合計画や都市計画と合致しない、整合性が無い、というような反対討論がありました。総合計画の中で書き込まれているからこそ、今の場所じゃないと駄目であるという考え方になっておられると思いますが、私は、そういうことに左右されて市役所の位置を考えるのではなく、市役所の位置がどうあるべきかということを考えて、それに沿って総合計画や都市計画を考えていくべきだと考えていますがいかがでしょうか。

### 【事務局】

庁舎の位置を含めて、行政サービス機能という形で、現行の都市計画マスタープランや総合計画におきましても、4圏域に行政サービス機能を配置し、整備してきたことは皆様ご存知のことかと思えます。そのような整備の中から新たに今回の庁舎移転、建て替えを基本とした問題が生じた訳でございますが、具体的に和泉中央の方が土地利用上の活用を、さらな

る充足化が出来るのではないかというご意見でございますけれど、先ほどご説明したとおり、土地利用としては、庁舎が移転したからといって、新たな事業展開が開けるといったものではないと考えています。

和泉府中のこの地域については、和泉府中駅の再開発整備のもとで、新しいまちとして再構築したところでございます。なおかつ、市庁舎があるということで、交通網としてでも、市民の集客といった形のものでまちとしての生業と言いますか、活性化に貢献しているようにも思えます。ですから、この地で庁舎が無くなるということは、阪和線沿線の土地利用の活用という点で、さらなる検討が必要であると考えています。

具体的に今後どういった形になるか分かりませんが、我々としましては、現状の中での庁舎があるという形で、これまで同様の住民サービスの公共施設の配置が適正なものとして記載させていただきたいと考えています。

#### 【F委員】

市役所が来ることによって、周囲に飲食店がすごく増えるという事もありますし、むしろ市役所が無くなることによって、例えばマンションができて人口が増えたり、商業施設が来た場合に、交通量が増え前の道路が渋滞することが、果たして市民にとって良いのか気になるところですが、概ね分かりました。市庁舎がこれからどちらの方向を向いて行くのかまだ決定ではありませんので、そういう意味では、都市計画の方ではさほど大きな影響ないようですね。

#### 【会長】

ちなみに、全国的に見ても役所の移転ということは余程のことがない限りあまりありません。事務局が言われたように、市が誕生以来ここに行政拠点としてあるということは、それなりの歴史があり、こういう所に残しながら、支所なり分室なりで機能させていくという機能論的な考え方を持たれていると思います。このプランは基本的に土地利用が中心ですので、庁舎が向こうに行ったからであるとかここに残るから大きな変化があるのかということになると、あまりないでしょう。しかし、これからは公共施設の老朽化の問題などもありますので、役割をどう分担するのかということは背後で議論もされていると思いますが、その辺りのお話をされなかったのです。機能論的な話はされていると思います。



**【B委員】**

市庁舎や公共施設の建て替えについては既成概念で考えず、柔軟な対処をしていただきたいということを意見として述べさせていただきます。

**【G委員】**

少子高齢化で大変困っておりますが、南部地域のこれからは非常に期待しています。南部地域に詳しく書いていることについては、是非とも、前向きに。市街化調整区域で縛られています、もうちょっと緩和をしていただいて、農家じゃなくても家が建つようにしていただきたい。そして、既存住宅を建替えやすい制度にしていただきたい。そうしないと、若い人はみんな南部地域から出て行きます。

そして、先ほどの少子高齢化の話の中で、青葉台・鶴山台の古い団地でお年寄りが増えていくということを聞いているのですが、建ぺい率が40%や50%だと二世帯住宅が建てにくいので、緩和を考えられないかをお聞きしたい。

**【会長】**

2点あったと思うのですが、南部地域のプランの話と建ぺい率等のゾーニングと誘導の話ですけど、事務局よりお願いします。

**【事務局】**

委員ご質問の南部地域のまちづくりについては、都市計画マスタープランで位置づけている内容を踏まえて、しっかりと取り組んでいきたいと考えています。

もう一点の建ぺい率等の見直しについてですが、高齢化であったり今後の社会情勢を踏まえて、用途地域の見直しも必要になってくると考えておりました、都市計画マスタープランの方でしっかりとまちづくりの方向性と事業の方向性を整理しながら、一概に出来ないというわけではなく、随時見直しや誘導を検討していきたいと考えています。

**【会長】**

今後、事務局からビジョンが出てくるということで。他にございませんか。

### 【A委員】

先ほどの件で市の方からお答えがあったのですが、第一種住居専用地域については優良な住宅環境がある中で、また、切り売りなどが出来なくするようなまちづくり条例があると思うのですが、そのような観点もあり、一概に簡単にその辺を見直すというような形で言うのはおかしいと思います。地域の特性を活かした中で、土地利用をされているということを十分にわきまえていただきたいし、地域を指定して言われましたので、しっかりと考えを持ってお答えいただきたいと思います。

### 【事務局】

事務局としましては、課題となっているオールドタウンといった全体的な話の中で運用をしていきたいというように考えています。当然のことながら、地域住民の皆様のご意見をお聞きすることが一番大事であると思っていますので、そこは漏れなくさせていただきまして、やっていきたいと考えています。

また、先ほどの用途地域の件で答弁させていただきましたけど、具体的に言いますと、開発許可制度の中で制限がかかっていることで土地活用が出来なかったということですが、都市計画マスタープランに、土地利用が可能となるという誘導のことを明確に記載する事によりまして、今後の開発許可制度の中での市街化調整区域の許容が広がると思っておりますので、この位置づけが非常に重要であり、今回整理させていただきました。

### 【A委員】

今、オールドタウン対策と言いましたが、青葉台については、ありがたいことに、いわゆる高齢化してきている所もあるが、新しい人の住み替えも進んでいます。それは、子育てする環境が小学校も含めて非常に良くなってきているから、あそこに住みたいと。やはり、そういう観点を持って、いわゆるオールドタウン化という部分を、新しい世代が入り易いような、そのためには魅力あるまちを作らないといけないわけですよ。そういう観点を持って取り組んでいただきたい。

あと、素案検討資料28ページで地域の特性を出すという意味で色分けをやっているのだから、市としての考えはこうですとはっきりと示していただきたい。

### 【会長】

私の理解では、オールドタウンだから今話のあった建ぺい率や誘導をするよ、ということではなくて、場合によっては建築協定も含めたような使いやすいバリアフリー対応など、そういう広義の意味でのことを言うておられると思うので、あまり具体的な、いわゆる建ぺい・容積の話などはこの場では少し置いておいて良いのではないかと思います。事務局から一言だけお話して次の質問に参りたいと思います。

### 【副市長】

市の方で、例えば青葉台地区の建ぺい率や容積率を変えていこうというような予定は全くございませんし、このマスタープランにも反映しているということもございません。ですので、我々としては、28ページにあるような、こういうまちづくりの形をお示しさせていただいておりますので、どうすれば子育てし易いか、また新しい方が定住していただけるか、そういったことで住環境を守ることは非常に大事だと思いますので、それは今後とも努めていきたいと思っております。

### 【E委員】

報告資料7ページの「まちづくりの目標とまちづくりの方針」の中で、「北部リージョンセンターをめざします」と書いてあるんですが、今年の7月にオープンしているので、表現が違うのではないかと思います。南部リージョンセンターの所では「活性化拠点として充実します」というようになっており、ちょっと意味合いが違うのですけれど、もうオープンしているので、「充実します」という文言の方が良いかと思いますので、一度検討していただけたらと思います。

### 【F委員】

先ほどのオールドタウンですが、私も最初目にした時に違和感を感じました。青葉台は開発から40年を超えて非常に高齢化が進んでいますが、高齢化が行き過ぎて、今度は世代交代が起こっており、小学生が非常に増えてきています。価格が非常に安いものですから、Uターンの子ども達が家庭を持って来てまして、二世帯住宅ではないにしろ、近々で住まい

を探されています。要は、オールドタウンというレッテルを張られる、それをどこで線引きするのか、それはあまり良くないと思います。オールドタウンという言葉を使わないようにしていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

**【事務局】**

オールドタウンという言葉ですが、実は地元での市民意見として出されたもので、それを記載させていただいていたものでございますが、委員からのご意見もございますので、どういった表現が良いのかどうか、再度検討させていただきたいと思います。

**【会長】**

他にございませんでしょうか。

(特に質問など無し)

**【会長】**

それでは、続きまして、「南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について」事務局より説明をお願いします。

**【事務局】**

報告案件「南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」説明いたします。方針の本文は報告資料の別冊として添付いたしておりますが、説明につきましては、報告資料10ページの概要版により、説明させていただきますのでよろしく願いいたします。それでは、報告資料10ページをご覧ください。

今回、大阪府により変更される『南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』は、都市計画法第6条の2に『都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。』として位置づけられているものであり、『都市計画区域マスタープラン』と呼ばれています。

都市計画区域マスタープランは、大阪府国土利用計画などの上位計画を踏まえ、都市計画の基本的な方針等を定めるものであり、また、市町村マスタープラン（本市の和泉市都市計

画マスタープラン) は、この都市計画区域マスタープランに即することとなります。

まちづくりの主体は市町村であります。大阪府域は市街地が連担し、一体的な都市空間を形成していることから、広域的な観点から土地利用の方針等を示すことが重要であるため、大阪府により、4つの都市計画区域(北部大阪・東部大阪・南部大阪・大阪都市計画)に分け、それぞれの都市計画区域マスタープランが定められております。

次に改定の背景につきましては、都市計画区域マスタープランの目標年次は、平成32年ですが、区域区分(線引き)の決定に関する方針が目標年次である平成27年を迎えたことから、大阪府において第7回区域区分変更の実施に伴い、『第7回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分についての基本方針』を策定し、その内容を反映するため、「本マスタープラン」を一部、限定的に改定するものでございます。

次に構成と改定箇所ですが、この都市計画区域マスタープランは5章で構成されており、今回の変更箇所につきましては、第3章土地利用に関する方針の区域区分(線引き)の決定に関する方針のみでございます。

次に、変更内容でございますが、本格的な人口減少社会の到来など、社会経済情勢の変化を踏まえ、新たな住宅市街地の拡大を抑制することを基本としつつ、(1)市街化区域への編入についての考え方は、『主要な幹線道路沿道における産業系土地利用や市町村マスタープラン等に地域の生活拠点として位置づけられた鉄道駅等への徒歩圏の区域にある住宅系土地利用へ誘導する場合に限定』や『みどりの大阪推進計画と整合した緑化の目標を設定』することなどといった要件に変更されています。

次に(2)市街化調整区域への編入については、市街化区域のうち、計画的な市街地整備の見込みがない区域は、市街化調整区域への編入を進めることとし、より厳しい表現となっております。

また、『目標年次における各数値の時点修正』や『市街化区域への編入を保留する区域の設定』などの内容となっております。

なお、本市域におきましては市街化区域への編入要件に該当する地区がなく、今回の区域区分(線引き見直し)の対象となっております。

最後に、変更案につきましては、平成27年11月10日から同月24日の2週間、大阪府都市計画室窓口及び都市政策課窓口において、都市計画法第17条に基づき、案の縦覧を行いました。その結果、意見書の提出はございませんでした。今後、大阪府において、所定

の手続きを行い、平成28年3月下旬を目途に都市計画区域マスタープランの改定を行う予定と聞いております。

以上で、報告案件「南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について」説明を終わらせていただきます。

**【会長】**

ただ今の説明で、何かご質問などございますでしょうか。

(特に質問など無し)

**【会長】**

では、ご質問など無いという事で、これで議事及び報告を終了いたします。本日、可決しました議案につきましては、速やかに法手続を進めてもらえればと思います。一方、都市計画マスタープランについては、非常に多くのご意見をいただきましたので、これについては、事務局から都市計画マスタープラン策定委員会の方へ報告していただいて、また検討をお願いいたします。それでは、これで平成27年度第1回和泉市都市計画審議会を終了いたします。委員の皆様、どうもありがとうございました。

会議のてん末を記載し、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

和泉市都市計画審議会 会長

**岩崎 義一**